

## 「四館連携トークイベント開催業務」公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、四館連携トークイベント開催業務の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるもの。

### 2 委託業務の概要

#### （1）委託業務名

四館連携トークイベント開催業務

#### （2）委託業務の概要

別紙1「四館連携トークイベント開催業務委託仕様書」のとおり

#### （3）委託料の上限額

金3,000千円（消費税、地方消費税含む）

※上記金額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

#### （4）委託期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

### 3 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

#### （1）単独企業

- ①提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- ②富山県庁での対面又はWEB会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- ③プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

## (2) 共同企業体

①共同企業体の代表者が、(1)①～(1)③に掲げる全ての要件を満たす者であること。

②各構成員が、(1)④～(1)⑨に掲げる全ての要件を満たす者であること。

③共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

④構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

⑤各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

⑥次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

|                             |                         |                    |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------|
| ア 目的                        | イ 共同企業体の名称              | ウ 構成員の名称及び所在地      |
| エ 代表者の名称                    | オ 代表者の権限                | カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率 |
| キ 構成員の責任                    | ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置 |                    |
| ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置 |                         |                    |
| コ 解散後の瑕疵担保責任                | サ 取引金融機関                | シ その他必要な事項         |

## 4 プロポーザルの参加手続き

### (1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、様式1「企画提案参加申込書」を令和7年6月5日(木)17時【必着】までに、電子メールにて提出すること。

### (2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、様式2「質問書」を6月5日(木)17時までに、電子メールにて提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けないこととする。なお、質問に対する回答は、6月9日(月)までに、すべての企画提案参加者に通知する。

(3) 受け付けない質問事項

- ア 評価基準の配点に関する質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(4) 到達確認

(1)、(2) いずれも、電子メール送信後、到達確認の電話をお願いします。

## 5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ファイル形式はPDFとし、次の①～③の書類を、電子メールにて提出すること。なお、提案は参加者1者につき1案とする。

①企画提案書（様式任意）

別紙1「四館連携トークイベント開催業務委託仕様書」を参照のうえ、提案すること。提案書には、イベント名称、テーマ、業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュール）を盛り込み、具体的かつ簡潔に記載すること。

②経費見積書（様式任意）

見積金額は、上記2（3）の金額の範囲内で作成すること。また、本委託業務の実施に伴うすべての経費（消費税及び地方消費税を含む）を記載し、経費の内訳が具体的にわかるようにすること。

③業務実施体制報告書（様式任意）

- ア 会社概要
- イ 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
- ウ 過去の類似事例の受注実績

(2) 提出期限

令和7年6月19日（木）17時【必着】

(3) 到達確認

電子メール送信後、到達確認の電話をお願いします。

## 6 プロポーザル審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査（書面審査）を行い、契約候補者を選定する。提案者が1者の場合であっても、審査を実施するが、この場合は、評価基準点（60点以上）を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

後日、採否のみ通知する。

また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

## 7 契約

契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

## 8 その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は参加者負担とする。
- (2) 委託料には、受注者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。
- (4) 受注者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (6) 参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること（任意様式）。
- (7) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務の実施にあたり、事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払いを証明する書類等）を他の経理と明確に区分して管理し、その内容を明らかにしておくこと。また、事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類を、本業務委託年度の終了後、5年間保存しておくこと。

## 9 スケジュール（予定）

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 参加申込・質問受付期限 | 6月5日（木）17時  |
| (2) 質問の回答       | 6月9日（月）     |
| (3) 参加辞退届提出期限   | 6月19日（木）17時 |
| (4) 企画提案書等提出期限  | 6月19日（木）17時 |
| (5) 審査結果通知      | 6月下旬        |
| (6) 契約締結        | 6月下旬～7月上旬   |

## 10 提出・到達確認・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県生活環境文化部文化振興室文化政策課（富山県庁南別館3階）

e-mail : abunkashinko@pref.toyama.lg.jp

TEL : 076-444-8929

FAX : 076-444-4438